ハローワーク島田

マスコットキャラクター

しまるり 利用規約

ルールを守って
しまるりを
広めてください！



働くみんなのパートナー

この利用規約は、ハローワーク島田マスコットキャラクター「しまるり」を
多くの方に親しんでいただくとともに、そのイメージを大切に守っていくため、
使用に関するルールを定めたものです。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

第１条　（目的）

この規約は、ハローワーク島田マスコットキャラクター「しまるり」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合に必要な事項を定め、キャラクターの適正な利用及び普及を図ることを目的とします。

第２条　（定義）

この規約において「キャラクター」とは、ハローワーク島田が作成したマスコットキャラクター「しまるり」及びハローワーク島田が提供する当該キャラクターのデザイン、イラスト、画像、名称等をいいます。

第３条　（権利の帰属）

1. キャラクターに関する著作権その他の一切の権利は、ハローワーク島田に帰属します。
2. この規約は、キャラクターに関する権利を使用者に譲渡するものではありません。
3. 使用者は、キャラクター又はこれと類似する名称、図柄等について、自己の権利として商標、意匠その他の知的財産権の登録又は出願をしてはなりません。

第４条　（使用できる範囲）

1. キャラクターは、第５条（事前承認を必要とする使用）及び第６条（禁止する使用）に該当する場合を除き、この規約を遵守することを条件として使用することができます。
2. キャラクターを使用する場合は、ハローワーク島田が提供する公式画像を使用してください。
3. 公式画像は、縦横比を変更しない範囲で拡大又は縮小して使用することができます。
4. キャラクターを使用する場合は、可能な範囲で、次の表示を付してください。

ハローワーク島田
マスコットキャラクター「しまるり」

第５条　（事前承認を必要とする使用）

次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめハローワーク島田の承認を受けてください。

1. キャラクターの色、形状、向き、構図その他デザインを変更するとき。
2. キャラクターの画像をトリミングし、又は左右反転するとき。
3. キャラクターにセリフ又は吹き出し等を付加するとき。
4. キャラクターに服、帽子、小物その他の要素を追加するとき。
5. キャラクターについて新たな表情又はポーズ等を制作するとき。
6. キャラクターを動画、アニメーションその他動きのある表現に使用するとき。
7. 生成AIその他これに類する技術を用いて、キャラクターの画像を入力、加工、変換又は生成等するとき。
8. キャラクターを商品、グッズ、景品その他の物品に使用し、又はこれらを制作、販売若しくは配布するとき。
9. キャラクターを営利目的の広告、宣伝その他これらに類する用途に使用するとき。
10. キャラクターを他のキャラクター、商品、サービス等と組み合わせて使用するとき。
11. 前各号のほか、ハローワーク島田が事前承認を必要と認める使用をするとき。

第６条　（禁止する使用）

キャラクターを次の各号のいずれかに該当する方法又は目的で使用してはなりません。

1. 法令又は公序良俗に反する使用
2. ハローワーク島田又はキャラクターの信用、品位又はイメージを損なうおそれのある使用
3. 特定の政治活動、選挙運動又は宗教活動に使用し、又はこれらを支持若しくは推奨していると誤認させるおそれのある使用
4. 特定の個人、企業、団体、商品又はサービス等について、ハローワーク島田が公認、推奨、保証又は支援していると誤認させるおそれのある使用
5. キャラクターを使用者自身又は第三者が作成若しくは保有するキャラクターであると誤認させるおそれのある使用
6. 第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利又は利益を侵害する使用
7. その他、ハローワーク島田がキャラクターの使用として適当でないと認めるもの



ハローワーク島田
～ 働くみんなのパートナー ～

ハローワーク島田

マスコットキャラクター

しまるり 利用規約



働くみんなのパートナー

第７条　（使用料）

キャラクターの使用料は、原則として無料とします。

※ ただし、使用形態や内容により、別途条件を付す場合があります。

第８条　（使用者の責任）

1. 使用者は、関係法令、この規約その他ハローワーク島田が定める利用条件を遵守し、自己の責任においてキャラクターを使用するものとします。
2. キャラクターを使用して制作する物品、広告、ウェブサイトその他の内容については、使用者がその安全性、品質、適法性等について責任を負うもの とします。
3. キャラクターの使用により第三者との間に紛争、苦情その他の問題が生じた場合は、使用者の責任において対応するものとし、ハローワーク島田は一切の責任を負いません。



第９条　（承認内容の変更）

第５条の規定により承認を受けた使用者が、使用目的、使用方法、デザインその他承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめハローワーク島田に申し出て、必要な承認を受けるものとします。

第10条　（使用状況の確認）

ハローワーク島田は、必要があると認める場合、使用者に対し、キャラクターの使用状況について報告を求め、又はキャラクターを使用した制作物その他の資料の提出を求めることができるものとしのとします。

第11条　（使用の中止等）

1. ハローワーク島田は、キャラクターの使用がこの規約又は承認内容に違反していると認める場合、使用者に対し、使用方法の変更、是正、使用の中止その他必要な対応を求めることができるものとします。
2. 第５条の承認を受けた使用について前項に該当すると認められる場合は、ハローワーク島田はその承認を取り消すことができるものとします。
3. 前２項の対応に伴い使用者に費用その他の負担が生じた場合の取扱いについては、関係法令その他必要な事項を踏まえて対応するものとします。

第12条　（承認による保証等）

キャラクターの使用を承認したことは、ハローワーク島田が使用者、その活動、商品、サービスその他の内容について、公認、推奨、保証又は品質保証等をすることを意味するものではありません。

第13条　（権利の譲渡等の禁止）

第５条の規定により使用の承認を受けた者は、その承認に基づくキャラクター使用上の地位を第三者に譲渡し、転貸し、又は承継させてはなりません。ただし、ハローワーク島田があらかじめ認めた場合は、この限りではありません。

第14条　（規約の変更）

ハローワーク島田は、必要に応じてこの規約を変更することがあります。変更した場合は、ハローワーク島田ホームページ等においてお知らせします。

第15条　（その他）

この規約に定めのない事項又はキャラクターの使用について疑義が生じた場合は、ハローワーク島田が個別に判断するものとします。

附　則

この規約は、令和８年11月16日から施行します。

※ 本規約は、予告なく改訂する場合があります。最新の内容はハローワーク島田ホームページでご確認ください。

しまるりからのメッセージ

しまるりは、ハローワーク島田の取組や
「はたらくこと」の大切さを伝えるために
生まれたマスコットキャラクターです。
これからも、しまるりが多くの方に親しまれ、
地域の皆さまとともに歩んでいけるよう、
本規約へのご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ・申請窓口

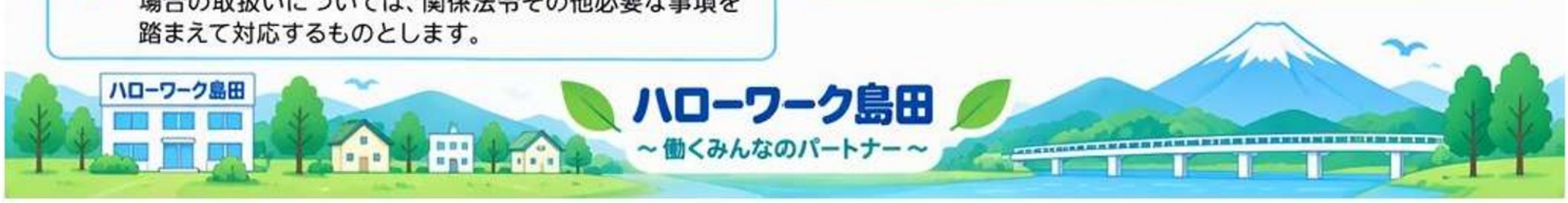
事前承認が必要な使用を希望される場合は、下記までご連絡ください。

ハローワーク島田（マスコットキャラクター担当）

〒427-8509 島田市本通1-4677-4

TEL：**0547-36-8609**（平日 8:30～17:15）

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



別表　デザインの使用について

キャラクターのデザインを使用する際の基本的なルールです。
正しいイメージで、しまるりを活用してください。

○ 基本的な使い方（原則として使用できます）

- ハローワーク島田が提供する公式画像を使用してください。
- 縦横比を変更しない範囲で、拡大・縮小が可能です。
- 背景の色は、白または淡い色を基本とし、視認性を確保してください。



基本ポーズ（例）



おじぎ（例）

⚠ 事前承認が必要な例

次のような使用を希望する場合は、事前にハローワーク島田へご相談ください。



服・帽子・小物の追加



新しいポーズ・表情



セリフ・吹き出しの追加



動画・アニメーション



グッズ・商品への使用



デザインの変更
（色の変更・アレンジ等）

✕ 使用できない例

次のような使用はできません。



政治・宗教活動への使用



公序良俗に反する使用
（例：飲酒の推奨など）



特定の企業・商品・サービスの推奨・保証と誤認される使用



イメージ・品位を損なう使用



自己のキャラクターとしての使用



無断での商標・意匠等の登録・出願

表示例　（クレジット表記）

キャラクターを使用する際は、可能な範囲で次のように表示してください。

ハローワーク島田
マスコットキャラクター「しまるり」

表示の工夫例

- スペースの都合で上記の表記が難しい場合は、「しまるり」又は「ハローワーク島田」等の表記でも構いません。
- 表示の位置・大きさ・書体は、デザインやレイアウトに応じて調整してください。



公式画像について

ハローワーク島田ホームページから、公式画像をダウンロードできます。ご利用の際は、必ず最新のデータをご使用ください。
新たなデザインが追加された場合も、ホームページでお知らせします。



お問い合わせ・申請窓口

事前承認が必要な使用を希望される場合は、下記までご連絡ください。

ハローワーク島田（マスコットキャラクター担当）
〒427-8509　島田市本通1-4677-4
TEL：**0547-36-8609**（平日 8:30～17:15）

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

みなさまへ



しまるりは、ハローワーク島田の取組や、
「はたらくこと」の大切さを伝えるために生まれたマスコットキャラクターです。
これからも、しまるりが多くの方に親しまれ、
地域の皆さまとともに歩んでいけるよう、
本規約へのご理解とご協力をお願いします。

